

社会福祉法人 ははのくに  
評議員ならびに役員等報酬及び費用弁償に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、法人の評議員、ならびに理事及び監事（以下、「役員」という）、評議員選任・解任委員の受ける報酬及び費用弁償について定めるものである。

(評議員の報酬)

第2条 評議員が招集に応じて評議員会に出席したとき、また、法人の用務のために出勤したときは、報酬として1日につき5,000円を支給する。ただし、各年度の評議員報酬の総額は、社会福祉法人ははのくに定款第8条に定める通りとする。

(役員報酬)

第3条 理事が招集に応じて理事会に出席したとき、また、法人の用務のために出勤したときは、報酬として1日につき5,000円を支給する。ただし職員として給料を支給されている理事には支給しない。

2 監事が招集に応じて評議員会、理事会に出席したとき、また、監査をはじめ法人の用務のために出勤したときは、報酬として1日につき5,000円を支給する。

3 各年度の役員等報酬の総額は、社会福祉法人ははのくに定款第21条に定める通りとする。

(評議員選任・解任委員の報酬)

第4条 評議員選任・解任委員が招集に応じて評議員選任・解任委員会に出席したとき、また、法人の用務のために出勤したときは、報酬として1日につき5,000円を支給する。ただし職員として給料を支給されている職員には支給しない。

(費用弁償)

第5条 評議員、役員、および評議員選任・解任委員が、理事会、評議員会または評議員選任・解任委員会の招集に応じるため、または用務（監査を含む）のため旅行したときは費用弁償を支給する。

2 鉄道賃は、利用する鉄道の路程に応じ、旅客運賃等を支給する。

3 船賃は、水路旅行の路程に応じ、旅客運賃等を支給する。

4 車賃は、鉄道を除く陸路旅行について、バス運賃等を支給する。

5 航空賃は、航空旅行の路租に応じ、旅客運賃等により支給する。

6 宿泊料は、出張中の夜数に応じ、一夜当たりの定額により支給する。

7 食卓料は、水路及び航空旅行で、船賃もしくは航空賃の外に別に食費を徴収される場合、あるいは船賃又は航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り、その夜数に応じ1夜当たりの定額により支給する。

8 特別の事情があり、有料駐車場及び有料道路を利用する必要がある場合は、その駐車料金及び道路利用料金については、その実費額を支給することができる。

付 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

この規程の施行により、平成 29 年 3 月 31 日現在の「役員報酬および費用弁償規程」を廃止する。

別表

区 分	鉄道賃	船賃	車賃	航空賃	宿泊料		食卓料	備考
					甲地方	乙地方		
支給額	運賃額	運賃額	実費 1 kmにつ き18円	実費	13,100円	11,800円	2,600円	

(備考)

1 宿泊料で甲地方とは最高の割合で公務員に調整手当が支給されている地域（東京、横浜、名古屋、大阪、神戸、京都）の各市をいい、乙地方とはその他の地域をいう。

2 食卓料は第 5 条第 7 項に規定する場合に限り支給する。